

学校等支援研修

対象

- (1) 県立高等学校及び特別支援学校
- (2) 小・中学校、市町教育委員会（支援・申込みについては、P.97を御覧ください。）


県立高等学校及び特別支援学校への支援

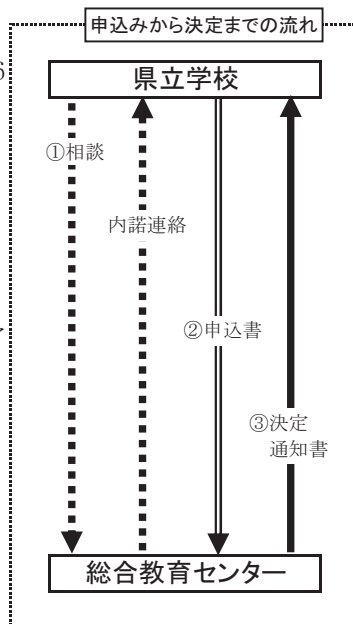
Zoomによる実施
も可能です！

1 支援内容

分野	支援内容(例)
マネジメント等	○ファシリテーション ○学校のビジョンづくり ○職場における人材育成 ○チームビルディング ○コーチング
学習指導等	○教科指導 ○特別活動、総合的な探究の時間 ○学習指導（「主体的・対話的で深い学び」の実現、学習評価等）
特別支援教育等	○インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けた特別支援教育の推進 ○障害特性や困難さに対する理解と支援方法 ○特別支援教育の視点を生かした授業づくり ○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくり
教育の情報化等	○授業におけるICT活用 ○プログラミング教育 ○情報モラル教育
学校図書館等	○主体的な学びを支える学校図書館づくり（運営、配架、選書、読書支援の方法等）
生徒指導等	○生徒指導 ○人間関係づくり ○いじめの未然防止
教育相談等	○児童生徒、保護者との教育相談の基本と演習 ○教職員の観察力の向上（不登校の未然防止、早期発見・早期対応） ○ケース会議の手法（アセスメントとプランニングによる不登校支援）
進路指導等	○進路指導 ○キャリア教育 ○進路シラバス

2 県立学校の申込から決定までの流れ（小・中学校、市町教育委員会等はP.97へ）

- ① 依頼したい内容、実施希望日時等について、学校の担当者は総務企画・ICT推進課 企画・ICT推進班に電話で相談してください。電話番号 0537-24-9706
- ② センターから内諾の連絡を受けた後、学校の担当者は総務企画・ICT推進課 企画・ICT推進班へメールで「学校等支援研修申込書」を送信してください。
メールアドレス centerkensyu@pref.shizuoka.lg.jp
申込み様式は、センターホームページ(トップページ→教職員のみなさんへ→研修・講座→学校等支援研修)からダウンロードしてください。

- ③ センターは「学校等支援研修決定通知書」を代表者宛てに電子メール又はファクシミリで送付します。



留意点

- (1) 4月4日(月)から申込みを開始します。その後は、随時申込みが可能です。実施日の1か月前までに申込書を送付してください。
- (2) 決定通知書が送付された後、訪問する職員と事前に打合せを行ってください。企画・運営は学校の担当者をお願いします。研修会場については、学校が希望する場所で行います。
- (3) センター業務に支障がある場合には、学校等支援研修に対応できないこともあります。対応できない場合でも、他機関の紹介や資料の提供が可能なこともあります。問合せの際に確認してください。
- (4) 訪問するセンター職員の旅費については、センターが負担します。
- (5) 申込後、実施できなくなった場合には、訪問するセンター職員に必ず電話で連絡してください。

小・中学校、市町教育委員会等への支援

1 ねらい等

教育事務所は、学校等支援研修について、「学校の指導力向上の支援」「市町における研修充実の支援」をねらいとして、学校、市町教育委員会等の要請に応じ、参事・指導主事等を講師として派遣し研修を支援します。教育事務所でセンターの支援が必要であるとした研修やセンターの研究関係等の研修については、センターが小中学校等へ支援することができます。

2 支援内容等

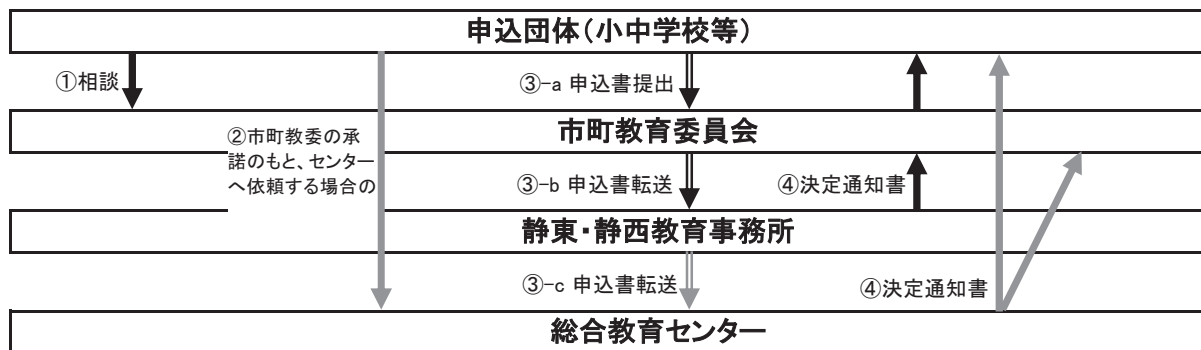
① 教育事務所の支援内容

教育事務所から別途通知される実施要項、手引きに従ってください。

② センターの支援内容

支援内容（例）	担当課	連絡先
・「主体的・対話的で深い学び」の実現(サポートブック)の説明	小中学校支援課	0537-24-9730
・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた生活づくり・授業づくり ・障害特性や困難さに対する理解と支援方法	特別支援課	0537-24-9755
・学校のビジョンづくり ・職場における人材育成 ・コーチング ・ファシリテーション ・チームビルディング	研修課	0537-24-9719
・児童生徒、保護者との教育相談を中心とした基本と演習 ・教職員の観察力の向上（不登校の未然防止、早期発見・早期対応） ・ケース会議の手法（アセスメントとプランニングによる不登校支援）	教育相談課	0537-24-9735

3 申込から決定までの流れ



① 相談

支援を希望する場合、学校等は所管する市町教育委員会に相談します。市町教育委員会は、相談内容を精査し、必要と認めた時は支援の手続きを進めます。教育事務所による支援については、市町教育委員会が地域支援課指導監宛てに支援を要請します。教育事務所は、市町教育委員会に回答し、学校に伝達されます。総合教育センターへの依頼については、次の②に進みます。

② 総合教育センターへ連絡

総合教育センターへの依頼については、学校は、①で市町教育委員会からの了承を得た後、センターの担当課へ電話で連絡し、支援が可能である場合、支援内容の詳細・希望日時等について調整します。

③ 申込書提出

- 支援日程が決まった後、学校等の担当者は、市町教育委員会へ電子メールで申込書を送信します。
- その後、市町教育委員会は教育事務所へ送信（転送）します。
- センターが依頼を受けた場合は、教育事務所はセンターへ送信（転送）します。

申込様式

総合教育センターに支援を依頼する際は、総合教育センターの所定の申込書を利用してください。教育事務所に支援を依頼する際は、教育事務所から事前に配布した様式の申込書を利用してください。

④ 決定通知書

教育事務所が支援を行う場合は、「学校等支援研修決定通知書」を市町教育委員会を通じて代表者宛てに電子メール又はファクシミリで送付します。センターが支援を行う場合は、センターは「学校等支援研修決定通知書」を代表者と市町教育委員会宛てに電子メール又はファクシミリで送付します。その後の連絡は派遣職員に直接お願いします。

⑤ 留意点

P.96の留意点を御参照ください。

【問合せ先】

静東教育事務所が行う学校等支援研修
静西教育事務所が行う学校等支援研修
センターが行う学校等支援研修

静東教育事務所地域支援課
静西教育事務所地域支援課
総務企画・ICT推進課 企画・ICT推進班

電話番号 055-920-2243
電話番号 0537-29-5533
電話番号 0537-24-9706